

豊橋市定住・移住アドバイザー設置要綱

(目 的)

第1条 本市への定住及び移住の促進を図るため、本市への定住及び移住を希望する者（以下「定住・移住希望者」という。）及び本市に移住した者（以下「移住者」という。）の生活への助言等をするほか、自身の持つ知見や情報などの専門性を活かして、本市の魅力を伝え、観光資源、食、特産品並びに暮らしの魅力などを、SNS等を通じて幅広く発信する豊橋市定住・移住アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(活動内容等)

第2条 アドバイザーの活動は、定住及び移住の促進に関するもので次に掲げるとおりとする。

- (1) 定住・移住希望者及び移住者に向けた情報発信
- (2) 定住・移住希望者に関する市への情報提供
- (3) 定住・移住希望者及び移住者の相談に対する協力、助言等
- (4) 定住・移住希望者及び移住者と地域をつなぐ活動等
- (5) 首都圏活動センターやふるさと回帰支援センターとの連携
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な活動

2 アドバイザーは、前項各号に掲げる活動について、市からの依頼または自主的な判断により、定住及び移住に係る活動を実施するものとする。

(募 集)

第3条 アドバイザーの募集は、市長が別に定める募集要項に基づき実施する。

(申込み)

第4条 アドバイザーを希望する者は、前条に規定する募集要項に基づきアドバイザー選考申込書を市長に提出しなければならない。

(委 嘱)

第5条 市長は、前条に規定する申込書の提出があった場合で、その者を適当と認めるときは、アドバイザーとして委嘱するものとする。

2 市長は、前項の規定によりアドバイザーの委嘱をしたときは、アドバイザー委嘱状を当該アドバイザーに交付するものとする。

(任期等)

第6条 任期は、委嘱した年度内とする。ただし、市長はアドバイザーの同意のもと、任期を延長することができる。

(解 嘱)

第7条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、アドバイザーを解嘱する

ことができる。

- (1) 本人から辞退の申し出があったとき。
- (2) アドバイザーとしての活動が遂行できなくなったとき。
- (3) アドバイザーの肩書を利用して、政治的活動、宗教的活動その他これらに類する活動を行ったと認められるとき。
- (4) アドバイザーとしてふさわしくないと認められたとき。
- (5) その他、市長が特別の事由があると認めるとき。

(守秘義務)

第8条 アドバイザーは、その活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。アドバイザーの委嘱が終了した後も同様とする。

(地位利用の禁止)

第9条 アドバイザーは、第1条に規定する目的を達成するために活動を行うものであり、その地位を自らの利益のために不当に利用してはならない。

(庶務)

第10条 アドバイザーに関する庶務は豊橋市企画部広報戦略室において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年6月1日から施行する。